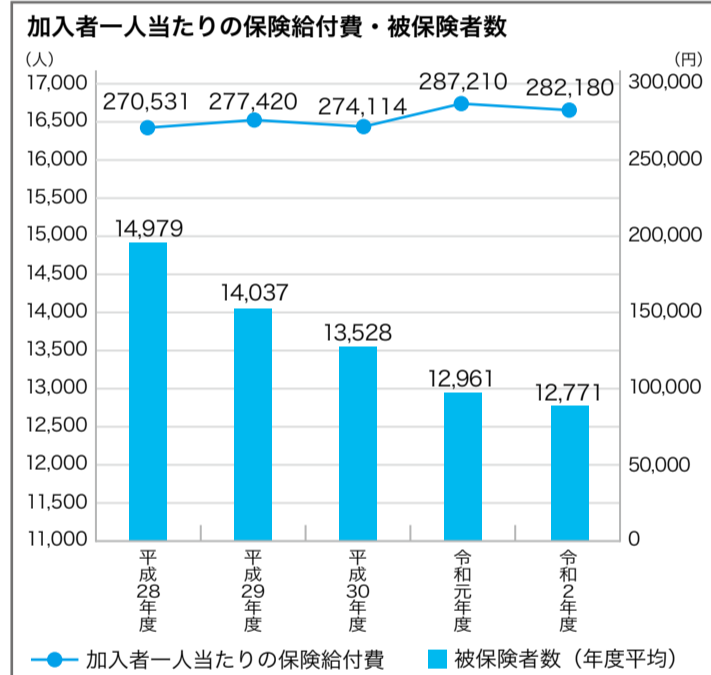


国民健康保険の安定的な運営にご協力ください

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税のほか、国・県からの補助金などを財源として市町村が運営しています。国民健康保険の加入者が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担した分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者全員で支え合って成り立つ制度であり、保険税を納付いただくことは、国民健康保険を運営するため大変重要なことです。この国民健康保険の安定した運営を図っていくためにも、保険

税の納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。
◆保険税を滞納している方は短期保険証になります
 保険証の更新時に前年度までの保険税に滞納がある場合には、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されることとなります。この滞納している保険税を完納いただければ通常の保険証を交付します。完納までに有効期限が切れるときは、市役所まで保険証の更新のため来庁する必要があります。また、短期保険証の交付後も保険税の納付が無いと、医療費の全額(10割)を一時的に自己負担することになる資格証明書の交付

となる場合があります。
◆医療費の削減にご協力を
 市の国民健康保険の加入者数は、年々減少していますが、1人当たりの保険給付費は横ばい傾向にあります。医療費が増加した場合、それを賄う保険料が上がる可能性があります。保険料の負担を増やさないためにも加入者一人ひとりが健康に気を付け、また医療機関の適正な受診を心掛けるなど、医療費の削減にご協力をお願いします。
 ・緊急時を除き、休日や夜間の受診は避けましょう
 ・かかりつけ医を持ちましょう
 ・重複受診はやめましょう
 ・お薬手帳を活用し、薬のもらいすぎに注意しましょう



歯科口腔健康診査(歯科健診)を受診しましょう

千葉県後期高齢者医療広域連合では、昨年度に75歳となつた被保険者の方を対象として、歯科健診を実施します。受診票は5月下旬に送付予定です。

▼対象 昭和20年4月2日〜昭和21年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方
 ▼実施期間 6月1日(火)〜12月28日(火)
 ▼費用 歯科健診に係る窓口負担はありません。
 ※健診後の治療に要する費用負担はあります。



は自己負担となります。

▼歯科健診の項目
 ・口腔診査(歯と歯肉の状況(むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど)、口腔機能の状況(舌の動き、物を飲み込む力など)
 ・口腔衛生指導(むし歯、歯周疾患の予防法など)
 ▼歯科健診の受け方 対象医療機関に予約後、受診票を持参して健診を受けてください。
 ※1人1回まで、実施期間中に限りです。

▼受診の際に必要な物 被保険者証、受診票
 ▼対象医療機関 千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関
 ※対象医療機関については、

受診票同封のチラシでご確認いただくか、市民課高齢者医療年金班へ問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた、昨年度の対象者(昭和19年4月2日〜昭和20年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方)について、救済特別措置により実施期間が延長されています。延長後の実施期間は今年度の受診者と同様です。令和2年8月に送付済みの受診票がそのままご利用いただけます。紛失した方は、市民課高齢者医療年金班へお問い合わせください。

千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課
 ☎043(216)5013
 市民課高齢者医療年金班
 ☎0475(70)0336

手話通訳者の設置日が変更されます

市では、聴覚障がい、音声・言語機能障がいなどにより手話を使用されている方が、安心して市役所を利用いただくため、社会福祉課の窓口到手話通訳者を配置しています。

今回、手話通訳者の設置日が次のとおり変更となりましたのでお間違いの無いようお願いいたします。

詳細は問い合わせください。

▶設置日時=毎週(月)・(木)の9時~17時(閉庁日および12時~13時を除く)
 ※この時間内であっても、通訳対応等により不在となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

社会福祉課障がい福祉班
 ☎0475(70)0337
 ☎0475(72)8454



ねんきんナビ

「国民年金保険料は納付期限までに納めましょう」

令和3年4月から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替もあります。

未納のままにしておくと、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方

(被保険者本人、配偶者、世帯主)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

◆納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間や時間が省けます。また、早割・前納があります。

6か月分・1年分・2年分まとめて前納するとさらにお得になります。

	クレジットカード・現金で前納	口座振替で前納
6か月前納	98,850円 (810円)	98,530円 (1,130円)
1年前納	195,780円 (3,540円)	195,140円 (4,180円)
2年前納	383,810円 (14,590円)	382,550円 (15,850円)

※()内は現金で毎月納める場合と比較した割引額です。

千葉年金事務所 ☎043(242)6320
 市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

人間ドックの助成

市では国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドック助成を行っています。市と契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、次のとおり助成を受けられます。必ず事前の申請が必要です。

・国民健康保険=検査費用の7割相当額(4万円を限度)

・後期高齢者医療保険=一律8,190円

◆市と契約している医療機関(全20医療機関)

市立大網病院、浅井病院、井上記念病院、亀田クリニック(亀田健康管理センター)、亀田総合病院附属幕張クリニック、公立長生病院、国保旭中央病院、斎藤労災病院、さんむ医療センター、塩田病院、JCHO千葉病院

(旧千葉社会保険病院)、ちば県民保健予防財団、千葉メディカルセンター(旧川鉄病院)、千葉ロイヤルクリニック、山之内病院、ポートスクエア柏戸クリニック、リソルクリニック、国際医療福祉大学成田病院、千葉中央メディカルセンター、君塚病院

※検査内容は医療機関によって異なりますので、予約をする際に医療機関へ直接ご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の流行等の理由により、医療機関の判断で人間ドックの受付が中止されることがあります。

〈国民健康保険加入中の方へ〉
 令和4年度(令和4年4月1日)から、下表のとおり助成内容が変わります。

受検する医療機関	補助率	上限額
市立大網病院	検査費用(税別)の70%相当	40,000円
大網病院以外の契約医療機関	検査費用(税別)の70%相当	30,000円

市民課国保班 ☎0475(70)0334
 市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336